

出土文字資料からみた払田柵の機能

Functions of *Hotta-no-Saku* From the Viewpoint of Excavated Text Materials

MIKAMI Yoshitaka

三上喜孝

一 払田柵跡出土第七号漆紙文書の内容

本稿では、秋田県大仙市・美郷町の払田柵跡から二〇一七年度の第一五一次調査で出土した第七号漆紙文書を手がかりに、出羽国において払田柵が果たした機能や役割について考察するものである。

まず、第七号漆紙文書の調査に至る経緯を述べておく。

二〇一七年度に実施された払田柵跡第一五一次調査で出土した第七号漆紙文書は、二〇一七年一月二〇日に漆紙文書の展開と釈読作業をおこなない、そのときの所見を「払田柵跡第一五一次調査出土の第七号漆紙文書」と題して報告した^①。

二〇一八年度に入って、払田柵跡調査事務所により、漆紙文書の断片の接続について再検討したところ、断片の接続を一部修正する必要があることがわかった。

接続を修正した結果、前年度の釈文とは異なる釈読が可能となりそうな部分があらわれた。具体的には、後述するA面三行目の部分である。

接続修正後の漆紙文書をご覧になった近畿大学の鈴木拓也氏から、A面三行目の冒頭は「小勝城」と読めるのではないかとのご指摘をいただいた。

鈴木拓也氏のご教示をもとに、二〇一八年九月二〇日に、いまいちど七号文書全体について再釈読作業をおこなった。そしてその結果を「払田柵跡第一五一次調査出土第七号漆紙文書の再釈読」と題して報告した^②。本稿では、このときの調査成果をもとに、この漆紙文書から考えられる、払田柵の性格について、あらためて検討するものである。

二 第七号文書の釈文と内容の検討

まず、第七号漆紙文書の釈文と内容についてあらためて紹介することにする(図)。



弘田柵跡出土第7号漆紙文書（A面）赤外線写真

A面

× □ 捌佰 □ □ ×
(解カ)

・ 秋田城兵糧貳拾漆 □ ×
(解カ)

・ 小勝城料下 □ □ ×
(去カ) (五カ)

□ □ 使大目罫本 ×
(取カ) (納カ)

× 田城兵 □ ×
(糧カ)

× ×

B面 (ウルシ付着面)

□ □ 位 □ □
(従カ) (六カ)

× □ □ 連 □ □
(公カ)

本漆紙文書は、もともと漆が付着した面を内側にして、四つに折られて廃棄されていたため、四つ折りになっていた漆紙文書を展開し、赤外線観察により文字を判読した。

漆付着面にあたるB面は、内容が判然としない部分が多く、本稿では検討の対象とはしない。ここでは、A面についてのみ内容の考察をおこなうこととする。

A面には数量記載がいくつかみられる。しかも数字は大字で表記されている。この文書が、数量を正確に記載する公的な帳簿という性格をもっていたことがわかる。

ただし、文字がところどころ、くずして書かれていることや、文字の配列や大きさが一定ではない部分がある。この点からすれば、最終的な帳簿というよりも、ある段階での記録であり、最終的な帳簿を作成する際の材料となった下書きのような記録といえることができる。そして最終的な帳簿にまとめ上げられた際、この記録は不要になり漆桶の蓋紙に転用されたのであろう。

次に注目されるのは、二行目の「秋田城兵糧貳拾漆□□」という記載である。秋田城に兵糧米を支給した記録であると考えられる。秋田城は、秋田県秋田市に所在する古代城柵であり、奈良時代の天平五年（七三三）に出羽柵が庄内地方から秋田村高清水岡に移転した際に創建され、その後天平宝字年間に秋田城に改称された。八世紀前半から一〇世紀にかけて、出羽国北部の軍事・行政の中心地としての役割を担った。

三行目は鈴木拓也氏のご教示により、釈文を「小勝城」と改めた。「小勝城料下す…」と読むことができる。「小勝城」の「勝」の字は、傍の部分が「尔」と書かれているもので、平城宮木簡にも類例がある。

「小勝城」の行の下半部の釈読は判然としないが、「秋田城」の行と同様に、米の支出に関する記録が書かれていたと推定できる。

「小勝城」は、文献史料では「雄勝城」とみえ、出羽国における秋田城に次ぐ城柵である。藤原朝鴉が天平宝字三年（七五九）に築造したとされるが、弘田柵跡は、九世紀に移転された第二次雄勝城だとする説がある。

四行目に「大目」とある。「大目」は国司の第四等官を意味する官職名である。その下の「置本」（置は岡の異体字）は人名の一部であろう。すなわち「□□使大目置本×」は、「○○使である国司の大目（第四等官）の置本…」と読め、署名部分であると考えられる。

五行目は、二行目と同じ「秋田城兵糧…」の記載が確認できる。つまり秋田城兵糧の支出記録が、くり返し書かれているのである。このことから、この文書は、秋田城兵糧や、小勝城料などの米の支出をそのつど（たとえば日ごと）記録していった帳簿である可能性が高い。米が支出されることにその費目と数量が記録され、そのつど、大目が確認して、署名したものでないだろうか。

全体としては兵糧米などの米の支出に関わる記録であり、その記録の仕方は、支出のたびにその内訳を記録し、担当である国司の大目がそのたびごとに署名をする、という記載様式を持っていたと推測できる。こうした、出納のたびに担当者が署名をするという記載様式の文書は、東大寺の正倉院文書（たとえば神護景雲四年（七七〇）の奉写一切経銭納帳など）や、秋田城出土の漆紙文書にもみられ、日々の出納記録を書き連ねていく一次的な記録文書であると考えられる。全体の構成を復元すると、次のようになる。

〔七号文書の記載構成の推定復元〕

（一行目） × □ 捌佰 □ □ × （総量記載？）

（二行目）・秋田城兵糧貳拾漆 □ □ × （某日における秋田城への兵糧米支出料？）

(三行目)・小勝城料下□□ (同日における小勝城に下す米の料?)

(四行目) □□使大目置本× (国司の大目〔第四等官〕による確

認ならびに署名?)

(五行目) ×田城兵□□× (某日における秋田城への兵糧米支

出料)

次に第七号漆紙文書の年代について検討する。本文書には年紀がみえず、作成された年代が不明であるが、年代の手がかりとなるのは、四行目の「大目」という国司の官職名である。

律令の規定では、国には「大国」「上国」「中国」「小国」の四つの等級があり、出羽国は「上国」とされていた。大目は、大国にのみ存在する官職名であり、上国には目のみで、大目は存在しない。

だが、『類聚三代格』天長七年(八三〇)閏十二月二十六日太政官奏によれば、このとき、出羽国に大目・少目を置いたことがわかる。

太政官謹奏

増_三加出羽国官員事

大少目各一員(元員一人、今加_二一人_一)

史生四員(元員三人、今加_二一人_一)

右彼国守従五位上勲六等少野朝臣宗成等解僱、「此国頃年戸口増益倉庫充実。稽_二于遂初_一寔為_二殷繁_一。又雄勝・秋田等城及国府戎卒未_レ息。関門猶閉、配_二此数処_一国司少_レ員。方今雖_二干戈不_レ動、邊城靜謐、而豺狼野心不_レ可_レ不_レ慎。望請、准_二人数_一増_二加_一官員_一者。(中略)臣等商量所_レ定如_レ右。伏聽_二天裁_一。謹以申聞。謹奏。

天長七年閏十二月廿六日

聞。

すなわちこのときに初めて出羽国に大目が置かれたのである。このことから、この帳簿が書かれた年代は、天長七年(八三〇)以降ということになる。

三 払田柵と国府機能

第七号漆紙文書の記載内容は、払田柵跡の性格についてさまざまな示唆を与えるものである。ここでは二点ほど論点をあげてみたい。

まず一点目として、この文書が国司が主体となって作成されたものであるという点に注目したい。筆者自身も、後述するように、払田柵跡が、文献史料に登場する雄勝城にあたる可能性が高いと考えているが、この文書に関していえば、もし雄勝城が主体となって作成した文書と考えるのであれば、ここにはわざわざ「小勝城」とは書かず、「本城」などと書くのではないだろうか。「秋田城」と「小勝城」がともに客体化して書かれている点や、国司の大目の名前がみられる点は、これが国司が主体となって作成した文書であることを意味している。

この文書が、出羽国府で作成され、用済みになったあとに、払田柵(小勝城)にもたらされ、漆の蓋紙として使われたとする可能性も全くはない。ただ、払田柵跡の中で、日常的に文書行政がおこなわれていたことを考えると、わざわざ国府で反故となった公文書を払田柵に運ぶというのは想定しがたいようにも思える。

筆者はこの文書が、払田柵(雄勝城)に恒常的に駐在する国司によって作成された可能性があると考えている。これは、すでに指摘されている「一府二城」体制の問題とも関わるが、出羽国では、国府に国府官人が集中して業務にあたる体制ではなく、九世紀段階には秋田城や払田柵(小勝城)に国司が常駐し、分担統治するシステムが存在していたと思われる。

この点については、別稿で述べたことがあるが、ここではとくに、払田柵跡から出土した次の漆紙文書に注目したい。

○秋田県大仙市払田柵跡出土第六号漆紙文書⁵⁾

・ A面 (才モテ面)

宮城郷口壹拾陸人 請稲□□貳□□

一 保長^[九九]□子部圓勝保口壹拾陸人 請稲□□×

□戸主壬生部益成戸口貳人 請稲□□×

□戸主□部子□□×

・ B面 (添付着面)

□□□□

^[下九]

□給陸拾伍斛

□斛

□□

すでに別稿で指摘したように⁶⁾、この漆紙文書の年代は、出土した堅穴建物跡が九一五年降灰の火山灰の下にあることから、一〇世紀前半には廃絶したと考えられる。よって漆紙文書の年代もそれ以前と考えられる。

一次利用面は、「宮城郷」の「口」(構成員)の、稲の請求額を記録した帳簿であると考えられる。帳簿の記載様式として、保や戸の内訳記載が認められ、郷―保―戸といった把握が九世紀段階の出羽国で行われ

ていたことを示している。

ここでとくに注目したいのは、冒頭にみえる「宮城郷」の記載である。『和名類聚抄』によれば、出羽国内で「宮城郷」が確認されるのは、出羽南部の置賜郡のみであり、現在までのところ、この「宮城郷」は、置賜郡内の郷名と考えざるをえない。また、文書の内容は、おそらくは宮城郷内の戸の構成員に対する稲の支給、あるいは出挙に関わる帳簿であると考えられ、なぜこの帳簿が、払田柵で廃棄されたのが問題となる。

ここでは、「一府二城」体制の下で、出羽南半の地域の行政上の拠点

が、払田柵、すなわち「雄勝城」にあった可能性を指摘しておきたい。同じく払田柵から出土した郡名を記した文字資料を見ると、「官小勝」「小勝借」(墨書土器)や、「最上」「山本」(角材刻書)といった郡名がみえ、いずれも、出羽内陸南半部の郡名が記されたものである。払田柵は出羽内陸南半部の各郡を束ねる行政拠点として機能していたのではないだろうか。

古代史の一般的な常識では、「国府・国庁」と「国司官人」というのは、一対一の関係にあり、それゆえに国内における国府・国庁の存在が重要であると考えられているのだが、出羽国のように、必ずしもそうばかりはとらえられない場合もあるのではないだろうか。払田柵(雄勝城)は、国府の機能の一部を代行している施設である、というところも可能である。

四 払田柵における米の集積と分配

この漆紙文書でもう一点注目されるのは、文書の内容が米の支出に関わるものであると思われることである。

翻って考えてみると、これまで払田柵跡から出土している木簡や漆紙文書には、米(稲)の請求や支出にかかわる内容のものが、相当数みら

れる。先にあげた、第六号漆紙文書は、(置賜郡)宮城郷の人々が、米を申請した文書であるし、木簡のなかにも、日常的に米を請求したり支給していたりしたことを示す記録が数多くみられる。以下、その実例をあげてみる。^⑧

① 払田柵跡出土一七号木簡

□件糶請取 閏四月廿六日 寺書生仙□氏監

(二二三) × 二四 × 五 ○一九型式

② 払田柵跡出土三三号木簡

・ 十火大糧二石八斗八升

□□□□

・ □二斗八升二合 □

(一五三) × 二三 × 五 ○一九型式

③ 払田柵跡出土四・五号木簡

・ 「嘉祥二年正月十日下稻日記□年料」

^(充九)

^(合九)

・ 「□三千八百卅四□」

^(東九)

『勘了正月十□』

^(二五)

一三七 × 二二 × 五 ○一一型式

④ 払田柵跡出土一七号木簡

解 申請借糶

(一一二) × 二二 × 四 ○八一型式

⑤ 払田柵跡出土三三三号木簡

「小□部□調米五斗」

^(鈔) ^(合)

(一三〇) × 三〇 × 五 ○一九型式

⑥ 払田柵跡出土三三五号木簡

・ 「貢上 稅老蚪五□」

^(升九)

・ 「以四月十七日付穴太郎宗足」

別当子弟大伴寧人

一五九 × 四六 × 四 ○一一型式

⑦ 払田柵跡出土三三六号木簡

「○以三月三日下給物事」

「○五月片」

弟長米七日□」

(一二四) × 四四 × 七 ○六一型式

⑧ 払田柵跡出土三八号木簡

・ 一升 安古丸一升 「真福一升」

□□□□ □□□□

・ 「^(勲方) ^(子弟方) 九等□□□□」

安須良麻呂

(二四七) × (二七) × 四 ○八一型式

①は「糶」の請け取りに関する木簡である。
②は「十火」に「大糧二石八斗八升」を支給したことを記録した木簡であると思われる。養老軍防令6兵士為火条によれば、「凡兵士、十人

為「一火」とあり、兵士は一〇人を一火とすることから、「十火」は兵士一〇〇人を指すのであろう。裏面の「二斗八升二合」は、「二石八斗八升」の約一〇分の一にあたることから、火ごとに支給される量を記録したのか。

③は嘉祥二年（八四九）に稲三千八百卅四束を下給した際の記録と考えられる。出挙の貸付に関わる記録か。

④は、稲を借りることを申請した解文木簡の一部。これも出挙の貸付に関わるものか。

⑤は「小針（尾張か）公」が負担した調米の荷札木簡。調米の荷札は、秋田城跡出土木簡にも類例がある。

⑥は税一斗を進上した木簡。この場合の税は出挙稲を指すものと思われる。

⑦は米の支給に関わる木簡であろう。

⑧は各人物に米を一升ずつ支給した際の記録簡である。

以上のように見てみると、糧米の支給や調米の納入、出挙の支給と返納が、払田柵でおこなわれていたことが類推できる。

⑨ 厨川谷地遺跡出土一号木簡

・ 解 申請 出稲 穎
 卅伍 生 无
 (三三三) × (二三) × 七 〇六一型式

厨川谷地遺跡は払田柵跡の南東二〇〇メートル余の距離に位置する祭祀遺跡である。出土する土器から遺構群の時期は概ね九世紀後半〜一〇世紀前半代と想定されている。このことから、その時期に払田柵の祭祀域として機能していたと考えられる。

厨川谷地遺跡からは、大量の墨書土器のほか、木簡も出土しているが、⑨は、「稲糧」の支出を申請した解文木簡であり、刀子の形状に再加工されている。木簡の記載様式や内容が、払田柵で出土している他の解文木簡（たとえば④など）と類似していることから、もともと払田柵で使われていた文書木簡が不要となり、刀形の木製祭祀具として再利用されたのであろう。

このように払田柵では、米や稲の出納に関わる木簡がかなり目立つ。恒常的に相当量の米を集積・分配していたのではないかと考えられる。

このことは、文献史料にみられる雄勝城のイメージとも合致するだろう。有名な史料だが、『日本紀略』延暦二十一年（八〇二）正月十三日条に、

越後国米一万六百斛、佐渡国塩二百廿斛、毎年運送羽国雄勝城、為鎮兵糧。

という記事があり、越後国から年ごとに出羽国に送られてくる一万八〇〇斛の米が、雄勝城に置かれていたことがわかる。

また、『日本三代実録』元慶二年（八七八）七月十日条の、元慶の乱に関わる記事も参考になる。

其雄勝城承二十道之大衝也。国之要害、尤在此地。仍遣左馬大允藤原滋実・左近衛将曹兼権大目茨田貞額等、以雄勝・平鹿・山本三郡不動穀、給郡内及添河・霸別・助川三村俘囚、慰諭其心、令相励勉。

ここでは、左馬大允藤原滋実・左近衛将曹兼権大目茨田貞額等を雄勝城に遣わして、雄勝・平鹿・山本三郡の不動穀を郡内および添河・霸別・

助川三村の俘囚に支給して、その心を慰諭するとある。雄勝城を拠点に、俘囚に対する不動穀の支給がおこなわれていたことを示す記事である。

払田柵の出土文字資料は、文献史料にみえる雄勝城の役割についてのイメージとも重なり合うものである。その意味でも払田柵は、文献史料にみえる雄勝城である可能性は高いと考える。

そしてその役割をより具体的にいえば、払田柵（雄勝城）は、出羽国が蝦夷と対立した際に後方から支援するための兵站基地としての役割や、非常時に備えての米の集積・備蓄といった役割を果たしていたのではないだろうか。

五 西海道 of 古代山城との比較

払田柵のこうした機能、すなわち、米の集積や分配などの拠点としての機能について、西海道 of 古代山城の事例と比較しながらさらに検討してみることしたい。

大宰府政庁の背後にある大野城は、軍事拠点としても知られているが、城内には「城庫」とよばれる倉庫が存在し、「器仗」と「粮米」が納められていたことが、文献史料から知られる。このうち、「粮米」と「城庫」の関係についての史料は、次の太政官府である。

太政官府

応^三大野城衛卒粮米依^レ旧^二納城庫^一事（条条内）

右参議権帥従三位在原朝臣行平起請備、被^二太政官貞観十二年二月廿三日符^一、備、参議従四位上行大貳藤原朝臣冬緒起請備、除^二五使料^一之外、庸米并雜米総納^二税庫^一、每^レ月下行。若非^レ有^レ判行、輒以下用、監当之官准^レ法科^レ罪者、官符之旨固有^レ宜^レ然。但至^二于件城^一、城辺人居、或屋舎頽毀、或人跡断絶。仍問^二城司等^一、申云、此城衛卒冊人、粮米毎月廿四斛、元来納^二城庫^一。尔時城庫辺百姓等、遂^二往還之便^一、

求^二売買之利^一。従^レ納^二税庫^一以来、人衆無^レ到、売買失^レ術。百姓逃散、惣而由^レ此者、夫守^レ城在^レ人、聚^レ人在^レ食。望請、件粮米特納^二城庫^一者、右大臣宣、奉^レ勅、依^レ請。

貞観十八年三月十三日

これによると、貞観十二年に、大宰大貳・藤原冬緒の起請により、庸米や雜米などはすべて大宰府政庁周辺の「税庫」に納めることにし、大野城衛卒の粮米もこれに含まれていた。もともと大野城に配置された衛卒四十人は、城の修理や日常の管理にあたり、毎月二四斛ずつ、「城庫」から粮米を支給されたが、その米をめあてに、城の周辺の百姓らが衛卒を相手に商売をしていた。ところがそれを大宰府政庁周辺の「税庫」に移したため、大野城の周辺の百姓は逃散し、城の周辺からは人家が絶えてしまったので、ふたたび大野城衛卒の粮米を城庫に納めることにしたという。

大野城内には、発掘調査によって多くの倉庫があったことが知られている。赤司善彦氏の整理によると、Ⅰ期が六六五年の大野城築造前後から八世紀初め、Ⅱ期が八世紀前半から九世紀前後まで。このときに大規模な倉庫群の造営がおこなわれ、Ⅲ期が九世紀前半から九世紀後半で、倉庫群の拡張がおこなわれた時期としている¹⁰。

次に、肥前国の基肄城についてみてみよう。大宰府政庁周辺官衙跡（不丁地区）から出土した木簡に、次のようなものがある¹¹。

為班給筑前筑後肥等国遣基肄城稻穀随（大監正六位上田中朝□□）

二四六×三四×六 ○一一形式

ここにみえる田中朝臣については、『播磨国郡稻帳』の記載¹²「下任大宰府少監正六位上田中朝臣三上」から、天平四年（七三二）に大宰少監

として赴任した田中朝臣三上である可能性が高い。彼は天平八年(七三六)正月に正六位上から外従五位下に昇進していることから、天平八年正月よりも前の年代が与えられる。天平七年には、大宰府管内において疫病が流行し、賑給が行われていることから、この木簡は、天平七年の賑給にともなって稲穀が班給された際の木簡であると松川博一氏は推定している。⁽¹⁴⁾松川氏も指摘しているように、この木簡は、古代山城に稲穀が貯蔵されていたことを示すだけでなく、それが疫病への救済策として使用されていた可能性を示している点でも、興味深い。

次に、肥後国の鞠智城についてみてみよう。鞠智城については、文献史料がほとんど残っていないが、『日本文徳天皇実録』天安二年(八五八)閏二月丙辰二十四日条に、「肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴」、同天安二年六月己酉二十日条に「肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴、同不動倉十一字火」とあり、鞠智城内に兵庫と不動倉があったことが知られる。

実際の発掘調査でも、鞠智城からは倉庫群が確認されている。赤司善彦氏は、八世紀以降、大野城や基肆城と同様に倉庫群を主体として存続したことを指摘している。⁽¹⁵⁾八世紀前半には規格化された倉庫の造営が見られないものの、九世紀になって定型的な規模の倉庫が多数造営され、新たな倉庫群が形成されるようになったことを述べている。

また鞠智城からは、荷札木簡が一点出土している。⁽¹⁶⁾

〔米〕
「秦人忍□五斗」

一三四×二六×五 ○三二

出土した池の粘土層に七世紀後半～八世紀前半の土師器・須恵器が包含されていることから、木簡の年代も、七世紀後半～八世紀前半頃のものとして推定されている。内容は、秦人忍が米五斗を納めた際の荷札木簡であると考えられるが、八世紀以降、鞠智城には米が恒常的に納入されて

いた実態をうかがわせる。

このように、西海道の大野城、基肆城、鞠智城はいずれも、倉庫群を擁し、米を備蓄する機能を兼ね備えていたことがわかる。とくに九世紀以降は、倉庫群が拡張されており、おそらくは災害等の有事に備えた稲穀の備蓄基地という役割がこれらの山城に付与されていたことが背景にあったものとみられる。鞠智城には不動倉が存在したことが文献から確かめられるし、基肆城出土の稲穀支給の木簡も、賑給に際しての不動倉からの支出を意味するものであろう。

弘田柵も、西海道の山城にみられるこうした機能を帯びた城柵であるとみることができるとはならないだろうか。とくに九世紀以降になると、西海道の山城では米の備蓄の機能が拡張されることになるが、弘田柵もこうした動きと連動して、米の集積や備蓄の機能が期待されていたのではないだろうか。

ただし、現状では、弘田柵跡の遺構から、西海道の古代山城にみられるような大規模な倉庫群の存在は確認されておらず、この点が今後の課題となる。これについては今後の発掘調査に期待しなければならぬが、いまはひとまず、文献史料や出土文字資料から導き出すことができる仮説を提示するにとどめる。

おわりに 第七号漆紙文書がもたらした課題

第七号漆紙文書から、弘田柵(雄勝城)における国府機能の一部代行と、雄勝城を拠点とした米の集積・備蓄と分配、という二点の論点を指摘したが、この二点が今後どのような議論の可能性を生むものかについて、さらに二点ほど提示しておきたい。

まず第一点は、出羽国における国司の分担統治の背景として、出羽国内に強力な豪族が存在せず、⁽¹⁷⁾したがって郡の機能が相対的に弱かった実態が考えられるのではないかと、いう可能性である。その意味で、これ

まで研究者の間でとらえられてきた一般的な国司と郡司の関係が、必ずしも全国一様ではなかったことに注意を向ける必要があるだろう。

第二点は、国司による分担保統治や、雄勝城における米の集積といったものの背景に、リスク分散という考え方が存在したのではないかと、という可能性である。とくに九世紀は、出羽国で地震や噴火など、自然災害が続いた時期でもあり（もちろんこれは出羽国に限ったことではないが）、とくに地震については、天長七年（八三〇）の地震¹⁸では秋田城が、嘉祥三年（八五〇）の地震¹⁹では山形県の庄内地方にあったとされる出羽国府が大きな被害を受けた。蝦夷との戦闘の際の兵糧米の確保という使命はもちろんだが、九世紀に入り自然災害が頻発するなかで、そのリスクから食糧である米を守り、安定的な状態で確保しておくことが、出羽国内の喫緊の政治課題となったのではあるまいか。そういった点から、九世紀以降、弘田柵（雄勝城）の出羽国における重要性も高まっていったのではないだろうか。

注

- (1) 『秋田県埋蔵文化財調査報告書第五二二集 弘田柵跡調査事務所年報 二〇一七 弘田柵跡―第一五一次調査 関連遺跡の調査概要―』秋田県教育委員会、秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所、二〇一八年。
- (2) 『秋田県埋蔵文化財調査報告書第五一六集 弘田柵跡調査事務所年報 二〇一八 弘田柵跡―第一五二次調査 関連遺跡の調査概要―』秋田県教育委員会、秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所、二〇一九年。
- (3) 平川 南「秋田城跡第七五五次調査出土漆紙文書」『秋田城跡 平成一一年度秋田城跡調査概報』秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所、二〇〇〇年。
- (4) 三上喜孝「古代北方辺要国の統治システム―いわゆる「国司分担保統治システム」についての覚書」小口雅史編『古代国家と北方世界』同成社、二〇一七年。
- (5) 『秋田県文化財調査報告書第四四八集 弘田柵Ⅲ―長森地区―』【本編】秋田県教育委員会・秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所、二〇〇九年。
- (6) 三上喜孝「弘田柵跡第一二二次調査出土の第六号漆紙文書」『弘田柵跡 第一二二次―一三四次調査概要』秋田県教育委員会・秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所、二〇〇四年、同「古代日本の隣保制度」『ヘスティアとクリオ』四、二〇〇六年。

事務所、二〇〇四年、同「古代日本の隣保制度」『ヘスティアとクリオ』四、二〇〇六年。

- (7) 『秋田県文化財調査報告書第二八九集 弘田柵Ⅱ―区画施設―』秋田県教育委員会・秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所、一九九九年。

- (8) ①②③の木簡の積文は「青森県史資料編 古代2 出土文字資料」青森県、二〇〇八年による。法量記載と型式番号は、木簡学会の書式にしたがい、長さ（ミリ）×幅（ミリ）×厚さ（ミリ）とし、欠損している場合は数字にカッコを付した。

- (9) 『秋田県文化財調査報告書第三八三集 厨川谷地遺跡』秋田県教育委員会、二〇〇五年。

- (10) 赤司善彦「古代山城の倉庫群の形成について―大野城を中心に―」『東アジア考古学論攷』二、中国書店、二〇一四年。

- (11) 倉住靖彦「福岡・大宰府跡」『木簡研究』九、一九八七年。

- (12) 『天日本古文書』二一―二五〇。

- (13) 『続日本紀』天平八年（七三六）正月辛丑条。

- (14) 松川博一「律令制下の大宰府と古代山城」『九州歴史資料館研究論集』四三、二〇一八年。

- (15) 赤司善彦「鞠智城建物景観の推移」『海と山と里の考古学』山崎純男博士古稀記念論集編集委員会、二〇一六年。

- (16) 西住欣一郎「熊本・鞠智城跡」『木簡研究』一九、一九九七年、平川南「朝鮮式山城出土木簡―熊本県菊鹿町鞠智城跡」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、二〇〇三年。

- (17) 村上 彰「出土木簡より見た古代出羽国の豪族」『山形大学史学論集』一七、一九九七年。

- (18) 『類聚国史』卷一七、天長七（八三〇）年正月癸卯条

- (19) 『日本三代実録』仁和三年（八八七）五月二〇日条

(国立歴史民俗博物館研究部)
（二〇二二年三月一六日受付、二〇二二年七月二七日審査終了）